

# 北海道知的財産戦略推進計画 【令和8年度～令和11年度】 概要

令和8年4月

北海道知的財産戦略本部

# 目 次

## I. 背景

1. 北海道知的財産戦略本部の設立経緯及び推進計画の変遷
2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和 8 年度～令和 1 1 年度】策定のプロセス

## II. 知的財産活動を取り巻く動向及び計画策定方針

1. 知的財産の観点から捉えた政府及び北海道の関連政策等の方向性
2. 北海道知的財産戦略推進計画【令和 4 年度～令和 7 年度】の活動実績
3. 北海道地域の知的財産活動の状況
4. 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要
5. 次期推進計画の基本方針

## III. 北海道知的財産戦略推進計画【令和 8 年度～令和 1 1 年度】

基本的考え方

戦略 1 ターゲットを意識した支援

戦略 2 施策、ヒト、技術の融合による価値創出

戦略 3 人材育成の強化

# I-1 北海道知的財産戦略本部の設立経緯及び推進計画の変遷

平成15年3月、政府は我が国産業の国際競争力の強化の必要性に鑑み、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に知的財産戦略本部を設置。平成16年5月、「知的財産推進計画2004」において、地域における知財政策推進の中核として、全国9カ所に地域知的財産戦略本部を設置することを提唱。

こうした政府の動きに呼応し、北海道地域においては、従来から北海道、北海道経済産業局及び産業界が協力して知的財産に関する各種取組を展開してきた素地を活かし、知的財産制度の運用、普及啓発、利活用に関わる広範な分野の道内21機関の参画を得て、平成17年7月、北海道知事を本部長とする北海道知的財産戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置。

## 推進計画の変遷

平成17年度  
～平成18年度

アクションプラン  
第1フェイズ

- 本部の立ち上げ及び協力体制の整備
- 本部ホームページの開設
- 北海道知的財産情報センターの開設

平成19年度  
～  
平成21年度

アクションプラン  
第2フェイズ

- 中小企業における知財戦略の策定支援
- 地域団体商標制度の利用促進
- 企業・大学・公設試等が持つ特許の活用促進
- 地域版ワンストップサービス機能の整備
- 企業支援機関等における相談人材の増加・スキルアップ

平成22年度  
～  
平成25年度

アクションプラン  
第3フェイズ

- 企業における知的財産経営及び大学等が創造する知的財産の活用の促進
- 北海道の強みを活かした知的財産による地域ブランドの確立
- 海外との経済交流の拡大に対応した知的財産の保護
- 知的財産に関する相談体制の強化
- 知的財産関連人材の育成及び知的財産教育の推進

平成26年度  
～  
平成29年度

新・アクションプラン

- 中小・ベンチャー企業における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 企業の海外展開に対応した知的財産の保護
- 知的財産を活用した地域ブランド形成支援
- 人材育成及び知的財産教育の推進
- 推進体制の充実強化

平成30年度  
～  
令和3年度

北海道知的財産戦略推進計画  
[平成30年度～平成33年度]

- 中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 企業の海外展開に対応した知的財産の保護
- 知的財産を活用したブランド形成支援
- 人材育成及び知的財産学習支援の推進
- 推進体制の充実強化

令和4年度  
～  
令和7年度

北海道知的財産戦略推進計画  
[令和4年度～令和7年度]

- スタートアップ・中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進
- 知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進
- 経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進
- 人材育成及び知的財産学習支援の推進
- 推進体制の充実強化

# I-2 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】策定のプロセス

令和8年度から令和11年度の4年間の戦略本部の推進計画について、以下のプロセスを経て策定。

- STEP 1 政府及び北海道の関連政策等の方向性の整理 (キーワードの抽出)
- STEP 2 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動実績の総括
- STEP 3 北海道地域の知的財産活動の状況把握
- STEP 4 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの実施
- STEP 5 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】の基本方針の整理

## 【政府及び北海道の関連政策等】

- 経済財政運営と改革の基本方針2025
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版
- 「強い経済」を実現する総合経済対策
- 地方創生2.0基本構想
- 小規模企業振興基本計画 (第Ⅲ期)
- 中堅企業成長ビジョン
- 知的財産推進計画2025
- 第3次地域知財活性化行動計画 (改訂版)
- 特許行政年次報告書2025年版
- 北海道経済活性化基本方針
- 第4期北海道科学技術振興基本計画
- 2026年度国の施策及び予算に関する要望書

## 【企業ヒアリング】

- 【対象】 食品、農林水産、観光、デジタル、ものづくり、エネルギー、健康、航空宇宙等の分野で、特許、意匠、商標等の活用実績が多い企業、出願実績の少ない地域未来牽引企業、及び自治体、金融機関
- 【事業者数】 32事業者
- 【実施時期】 令和7年8月～11月

## 【有識者ヒアリング】

- 【対象】 デザイン経営、スタートアップ支援、知財経営、プロモーションに関する知見を有する道内外の有識者 (五十音順)
- |                       |       |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 国立大学法人北海道国立大学機構小樽商科大学 | 教授    | 内田 純一 氏 |
| 株式会社ゲート               | 代表取締役 | 国井 美佐 氏 |
| 児嶋国際特許事務所             | 所長弁理士 | 児嶋 秀平 氏 |
| 理研興業株式会社              | 代表取締役 | 柴尾 幸弘 氏 |
| On eip弁理士法人           | 代表弁理士 | 中畑 稔 氏  |
| 株式会社IPディレクション         | 代表取締役 | 土生 哲也 氏 |
- 【実施時期】 令和7年10月～12月、各2回

## II-1 知的財産の観点から捉えた政府及び北海道の関連政策等の方向性

※太字は注視すべき【キーワード】

○政府では、特許などの知的財産を「**稼ぐ力**の源泉」「生産性向上の鍵」と位置づけ、多様で卓越した研究成果を社会実装し、**イノベーション**につなげることで、未来の産業創造や経済成長と社会課題解決が両立することを目指している。

さらに、地域中核企業や変革期にある中小企業などの**ターゲットを意識した知財経営**の支援、**グローバル競争力の強化**、A I等の先端デジタル技術の利活用、安全保障にかかる**技術流出防止**、**オープン&クローズ戦略**に基づく新たな**国際標準戦略**の推進などを通じて、新たな知的創造サイクルの構築を掲げている。あわせて、中小企業の**新規特許出願**の促進、**スタートアップ**への知財支援、地域団体商標による地域**ブランド**保護、農業分野の優良品種等の知財流出防止、G I登録による差別化・ブランド化の推進も重点施策としている。

一方、北海道では、デジタル産業、ゼロカーボン、食と観光などのポテンシャルを活かした産業振興や、北海道ブランドのさらなる磨き上げを進めており、知的財産に関する施策としては、知財マネジメントの確立と活用促進、農林水産分野におけるブランド形成の強化、経済のグローバル化を見据えた知的財産の保護などを重点に掲げている。

○政府では、地域の稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済を実現するため、地域資源を最大限活用した高付加価値化を図る施策を結合すること、若者・女性・**産学官金労言士**など地域内外の**多様な主体が連携・協働**すること、**A I・デジタル技術**等の新たな技術を組み合わせることを掲げている。さらに、知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の**支援ネットワークの連携強化**と地域企業のイノベーション創出を通じ、持続的な知財活用の促進を目指すモデル地域の創出に向けた取組を推進している。あわせて、国・自治体・支援機関のネットワーク強化や施策の相互利用・シームレス化を推進し、知財支援**施策のシナジー効果**の創出を図るとともに、**知財経営支援ネットワーク**を通じた好事例の創出、伴走支援、人材育成も重点的に進めている。

一方、北海道では、**研究成果の活用**促進や知的財産の活用による研究開発の推進、産学官金等の多様な主体の協働による**共創拠点の形成**、関係機関の連携強化を掲げている。

○政府では、中小企業等の稼ぐ力の源泉であり生産性向上の鍵となる知的財産について、その保護強化と活用促進を図る観点から、知財経営に関する**リテラシー向上**を掲げている。あわせて、INPIT、地方公共団体、商工会議所、地域金融機関、弁理士会などが連携し、**知財経営支援を担う人材の育成**を推進している。さらに、知財の創造・保護・活用を担う人材を育てるため、**知財教育**に関する取組の拡大も重視している。

一方、北海道では、**科学技術を担う人材**や、**未来を支える産業人材**の確保・育成を重点に掲げるとともに、未来技術を支える社会的・人的基盤の整備を推進している。

# II-2 北海道知的財産戦略推進計画【令和4年度～令和7年度】の活動実績

戦略1: スタートアップ・中小企業等における知財マネジメントの確立と知的財産の活用促進

戦略2: 知的財産を活用した食・農業分野等のブランド形成の促進

戦略3: 経済活動のグローバル化に対応する知財活動の推進

戦略4: 人材育成及び知的財産学習支援の推進

戦略5: 推進体制の充実・強化

○戦略本部構成機関が令和4年度から令和7年度にかけて実施した事業について、上記戦略に基づき整理した結果、各機関が有する施策や機能を活用して、「説明会の開催」、「窓口の設置・対応」、「個別訪問」、「専門家派遣」、「伴走型支援」、「情報発信・啓発・奨励・セミナー・イベント」、「侵害の水際対策・取締り」、「研修・講習・人材育成」、「資金的支援」、「マッチング・オープンイノベーション」、「ネットワーク形成・連携構築」などの多様な手法により、全体で144事業が実施された。

○各戦略において掲げた数値目標に対しては、概ね上回る実績。

## 戦略1

- 特許流通サポーターによる特許流通相談件数  
【令和7年度目標：735件】 / 【令和7年度1月末実績 726件】
- 弁理士及び中小企業診断士等専門家による伴走型支援  
【年度目標：10社以上】  
【実績： 令和4年度20社、5年度20社、6年度21社、7年度16社】
- 中小企業におけるデザイン経営導入支援  
【4年間合計目標：5社以上】 / 【実績：6社】

## 戦略2

- 地域団体商標及び地理的表示（GI）保護制度の累積出願（申請）件数  
【累積出願件数目標：70件】 / 【実績：令和7年度累積出願件数 84件】
- 地域団体商標及び地理的表示（GI）保護制度の普及啓発セミナー等  
【4年間合計目標：10回以上】 / 【実績：35回】

## 戦略3

- 道内企業による国際特許出願件数及び国際商標出願件数  
【令和7年度目標：170件】 / 【令和6年度実績：95件】
- 海外への技術流出防止等に関するセミナー等  
【4年間合計目標：15回以上】 / 【実績：110回】
- I N P I T 知財海外展開プロデューサー等専門家の派遣  
【年度目標：10回以上】 /  
【実績：令和4年度5回、5年度15回、6年度7回、7年度10回】

## 戦略4

- 各地域支援機関、金融機関等を対象に知財に関する知識を有し、支援機関に橋渡しできる人材の育成を目的にしたセミナー等  
【4年間合計目標：40回以上】 / 【実績：45回】

○一方、複数の機関が不特定多数の企業や個人等を対象とした、類似又は重複した内容の事業を行っている例も散見。

○今後の事業展開においては、事業の目的、対象者、期待する効果等について、戦略本部構成機関及び関係機関が相互に情報共有、企画協力等を行い、これまで以上にターゲットを見据えた企画・運営を行い、効果的・効率的な事業展開を図ることが望まれる。

## II-3 北海道地域の知的財産活動の状況

### 【知財活動を取り巻く環境】

- 広大な大地と恵まれた自然を背景に食と観光が基幹産業
- 全国と比べ、農林水産業、建設業、運輸・郵便業、保健衛生・社会事業の割合が大
- 製造業全体の工業出荷額のうち、食料品製造業が3分の1
- 次世代半導体工場、データセンターの立地、GX・AIスタートアップ拠点の整備、洋上風力促進区域の指定、宇宙関連産業の集積などの動きが活発化

### 【知的財産権制度の活用状況】

- 特許・実用新案は全国と同様に減少傾向、意匠は全国が減少傾向にある中で北海道は横這い、商標は全国と同様に増加傾向にあり、増加率は全国の2倍
- 特許、意匠、商標の地域別の出願件数を特許庁公報（2015年1月～2024年12月）により調査。  
（注）北海道全体から大学・研究機関等の数値を控除した値を母数として、地域別構成比を算出
  - 《特許》石狩地域が約7割を占め、次いで上川地域、十勝地域が多い。檜山地域、留萌地域はほとんど出願実績なし。
  - 《意匠》石狩地域が約7割を占め、次いで後志地域、上川地域が多い。  
日高地域、檜山地域、宗谷地域、根室地域などは、ほとんど出願実績なし。
  - 《商標》石狩地域が約7割を占め、次いで十勝地域、上川地域が多い。  
その他の地域においても、毎年継続して出願実績あり。
- 地域団体商標登録件数（令和8年1月現在） 44件（京都府、兵庫県に次いで全国3位）。  
地理的表示（GI）登録件数（令和8年1月現在） 11件。  
このうち、農林水産物・食品等の地理的表示（GI）10件（熊本県と並び全国1位）、  
酒類の地理的表示（GI）1件

## II-4 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要(1/3)

### 新規特許出願

- 埋もれてきた資源、有るはずの知を形式知化し、そこから新たな「創造」につなげることが大切。（有識者）

### 知財活用の意義（稼ぐ力、知財経営）

- 競合他社のサービスと比較し、特許を取得している機能、意匠を登録している画面の見やすさが好評で、競争優位性を獲得。（デジタル分野）
- 海外企業に特許のライセンス許諾を行ったところ、相手企業がその技術を活用するための工場を建設。ジョイントベンチャーの申入れがあり、共同事業に発展。（ものづくり分野）

### スタートアップが求める支援（イノベーション、ターゲットを意識）

- ベンチャー企業にとって、投資獲得に向けたアピールのために知財は必要不可欠だが、研究開発、特許権等の取得、権利の実施、活用など明確な知財戦略の構築はまだ途上段階。（航空宇宙分野）
- スタートアップ企業、ベンチャー企業、ゼブラ企業、ユニコーン企業など、それぞれの企業にそれぞれ異なった支援が必要。（有識者）

### 産業財産権以外の知財（技術流出防止、オープン&クローズ戦略、国際標準戦略）

- 遺伝子診断サービスにおいては「遺伝子配列」が重要な知的財産。特許出願等をせずに秘密情報として徹底管理すべきことを I N P I T の専門家から習得。（健康分野）
- 特許を取得した技術の標準化に取り組み、J I S 規格が制定。長期計画として、国際規格取得を睨み、規格・販売戦略の策定や海外での模倣品対策を視野に置いた特許出願戦略を策定。（建設分野）

### 海外市場開拓と知財（グローバル）

- 医薬品開発のグローバル展開にあたり P C T 出願が大前提。収益が出た場合に納付する仕組みで外国出願補助金の上限拡大を要望。資金調達、アライアンス先の獲得のため特許の価値評価の仕組みを要望。（健康分野）

### 地域資源の知財価値向上（ブランド）

- ホテル等においてアイヌ文様を使用する際、アイヌ文化を知的財産として管理している組織にロイヤリティを支払って使用。（観光分野）

## II-4 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要(2/3)

### 知財支援ネットワークの活用（支援ネットワークの連携強化、知財経営支援ネットワーク、施策のシナジー効果）

- デザインや商標等の活用に、品質管理基準等の整備・運用を組み合わせることを支援するといった視点から、それぞれの専門家による連携支援も有効。（自治体）
- 商工会の出前経営相談で支援を受けた中小企業診断士から、パッケージ販売の意匠や商標による権利保護を勧められ、I N P I T 支援窓口を使い弁理士の支援を受けて早期権利取得を実現。知財に関する意識や知識の不足、費用負担が課題。（ものづくり分野）

### 産学官金の連携による支援（産学官金労言士、多様な主体が連携・協働）

- 創業者向け経営塾において知財を切り口としたプログラムの実施を継続。自社職員、支援先に向けて知財活用による経営面の有効性、知財に関する情報・知識を深める取組が必要。（金融分野）
- 特許庁、経産局やI N P I Tなどのホームページにはわかりやすい動画も多い。S N Sを活用して、これらのホームページに誘導する導線があると良い。（有識者）

### 他者の知財を活用したオープンイノベーション（研究成果の活用、共創拠点の形成）

- 新規事業検討のため本州の展示会に参加した際、道外大学の特許に出会い、これを活用する商品を開発し、商標を取得。また、この特許成分の機能性調査に関する道内大学との連携に発展。（食品分野）
- 大企業の開放特許活用を機に特許化の大切さを認識。製品化に向け大学等と共同開発した改良技術は積極的に出願。（ものづくり分野）

### 新技術の組み合わせ（A I ・デジタル技術）

- スマート農業に対応した新規収穫機の開発にあたり、農機メーカーのほか、農研機構、道総研、大学とも技術連携を実施。新規開発技術については共同で特許を出願。（ものづくり分野）
- 寒冷地のエネルギー有効利用技術や総合エネルギーサービスの実績を活かし、大学とのカーボンニュートラル、G X 関連の共同研究を積極的に実施。特許性のある研究成果については、権利保護の観点から共同で特許出願。（エネルギー分野）

## Ⅱ-4 企業ヒアリング及び有識者ヒアリングの結果概要(3/3)

### 企業各階層の知財意識（リテラシー向上）

- 特許出願は社長が素案を作成し弁理士と意見交換をしながら仕上げているのが現状。将来を見据え、社員における出願に関する知識や弁理士とのコミュニケーション能力の習得が必要。（ものづくり分野）
- 弁理士に任せている、あるいは任せざるを得ない中小企業こそ、経営者の知財経営リテラシーの向上に向けた支援、知財に関する知見が組織的に蓄積される体制整備の支援が必要。（ものづくり分野）
- 専門家を活用したIPランドスケープを通じ、経営層、開発部門の知財認識を深めたい。経営層には知財マネジメントについて、開発部門の職員には知財の権利化の短縮に繋がる知識の習得を希望。（航空宇宙分野）

### 自治体、支援機関の知財意識（知財経営支援人材の育成）

- スタートアップの支援者に求められるのはピンポイントな対応ではなく、事業成長全体を支援するマインド。キャリアアップによる支援スキルの向上とマインドの醸成を両輪にした支援者に対する支援が必要。（有識者）
- 埋もれてきた資源、有るはずの知を形式知化し、そこから新たな「創造」につなげることが大切。この可視化のために「デザイン経営思考」が必要。地域で持っている知的資産をプロダクト、デザイン、Web、商品等の形にして可視化し、地域の顔が見えるようにすることが大切。自治体がもっと動くことが大切。（有識者）

### 青少年創造性育成活動への関わり（知財教育、科学技術を担う人材、未来を担う産業人材）

- 大学の若手研究者から研究テーマを募り、寄付講座に準じた形で、研究活動に協力。小中学生向けに楽しい実験や施設見学を通じエネルギー・環境問題について学ぶ出張授業や施設見学を実施。（エネルギー分野）
- 小学生の創造性育成、知財への関心を持たせるには、親が子供の興味、関心に応えられるようにすることが大切。そのためには親に対する教育が必要。（有識者）

## II-5 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】の基本方針

政策の方向性、現行計画の取組実績、道内の知財活動の状況、企業及び有識者へのヒアリングの結果等を踏まえ、前述のキーワードに着目しつつ、次期推進計画において取り組むべき内容の大きな柱立てとして「ターゲットを意識した支援」、「施策、ヒト、技術の融合による価値創出」、「人材育成の強化」を掲げ、この3つを重点戦略とする計画を作成する。

### ●戦略1：ターゲットを意識した支援

- (1)知財制度活用による新規出願等の促進
- (2)革新的な技術やアイデアに基づくイノベーションの支援
- (3)オープン&クローズ戦略の理解促進・活用支援
- (4)グローバル化に対応した海外展開の推進
- (5)地域資源の知財価値・ブランド力の向上・普及啓発

### ●戦略2：施策、ヒト、技術の融合による価値創出

- (1)知財経営支援ネットワークと専門家連携の強化
- (2)産学官金労言士の連携・協働による地域知財活用成長モデルの創出と発信力強化
- (3)大学・研究機関、大企業等の知財によるオープンイノベーション創出支援
- (4)AI、デジタル、ロボット等の新たな技術の融合促進

### ●戦略3：人材育成の強化

- (1)企業の知財リテラシー向上
- (2)産業支援機関、自治体等における知財人材のスキル・マインドセットの向上
- (3)青少年の創造性育成及び知財意識向上に向けた支援
- (4)教育機関、教育関係者を対象とした知財に関する理解促進

## Ⅲ 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】 基本的考え方

北海道には、積雪寒冷の厳しい冬と闘いながら、生活と経済の礎を築いてきた開拓の歴史がある。この中で、独自の建築技術や除雪技術、寒冷地での作物栽培を可能とする農業技術、雪氷冷熱や地中熱を活用したエネルギー関連技術が生まれてきた。また、北海道の基幹産業である農水産・食・観光においてブランド力向上や高付加価値化を目指し、新たなブランドやデザインが生み出されてきた。その結果、数多くの知的財産が存在している。

北海道内の知的財産活動の動向を見ると、特許・実用新案の出願は全国と同様に減少傾向、意匠出願は横這いの傾向にあるものの、商標出願においては全国に比べ大幅な増加傾向を示しており、さらなる増加が期待される。

加えて、近年においては、次世代半導体工場やデータセンターの立地、GX・AIスタートアップ拠点の整備などにより、北海道の産業構造を大きく転換するチャンスが到来している。一方で、経済安全保障の観点からの機微情報の流出防止対策、インターネットの普及による模倣リスクの拡大など、注視すべき課題も存在する。

こうした背景を踏まえ、次期推進計画では、戦略本部構成機関の総合力を活かし、知財活動に意欲的な企業をさらに後押しするとともに、知財に対する理解を深め、潜在的な知的資産の価値を顕在化させ、新たな技術やアイデアの創出を促すことにより、北海道における知的財産活動を活発化し強い経済の実現を目指す。

# Ⅲ 北海道知的財産戦略推進計画【令和8年度～令和11年度】 戦略 1

## ターゲットを意識した支援

知的資産は誰もが有し、どこにでも存在し、色々な形で活用されている。埋もれた知的資産は知財制度の活用により形式知化することで、新たな価値を産み出す可能性を秘めている。道内で成長が期待される知的資産の芽が目標とする方向にすくすくと伸びるよう、ターゲットを意識した効率的・効果的な支援を行う。

<b>(1)知財制度活用による新規出願等の促進</b>
これまで出願したことのない企業や活用実績の少ない地域の企業等が知財制度を活用する意義について理解を深めるための取組や権利取得を推進するための支援を強化する。
<b>(2)革新的な技術やアイデアに基づくイノベーションの支援</b>
スタートアップ企業等における知財戦略の策定や新たなパートナーシップの構築など、技術シーズから起業、アーリー、ミドルステージなどのフェーズに応じて直面する課題に対応した支援を実施する。
<b>(3)オープン&amp;クローズ戦略の理解促進・活用支援</b>
事業領域の特殊性に応じた知財戦略の深化をねらう企業に対し、経済安全保障の観点から営業秘密・ノウハウの秘匿による技術流出防止の重要性を周知するとともに、知財と標準化を組み合わせることで市場創出とシェア拡大を両立させる事業戦略について情報発信を行い、企業の戦略的行動を後押しする。
<b>(4)グローバル化に対応した海外展開の推進</b>
海外市場における知財制度や海外で知財を実施化し事業展開する上での留意事項等について、海外展開支援機関のノウハウやネットワークを活用した情報提供を充実させるとともに、外国出願など知財権の獲得に向けた取組の支援を強化する。あわせて、農業分野の品種保護やG I、防衛的ライセンスなど輸出と連動した知財活用を促進する。
<b>(5)地域資源の知財価値・ブランド力の向上・普及啓発</b>
北海道の強みである農水産・食・観光などの地域資源を高付加価値化・差別化するため、商標や意匠等を活用したモデル事例を発掘・創出する。また、ブランド力強化のためにコンテンツを利用した地域の魅力発信を促進する。

## 施策、ヒト、技術の融合による価値創出

強い経済を実現するためには、政府、自治体、産業界、大学・研究機関、支援機関等が様々な角度から持てる力を結集することが重要。知財政策のみならず事業支援に係る各種施策の融合、知財保有者のみならず多様な関係者の融合、新技術と従来技術及び新技術間の融合を促し、知的資産の価値を最大限に活かし新たな価値の創出を図る。

### (1)知財経営支援ネットワークと専門家連携の強化

特許庁、中小企業庁、I N P I T、弁理士会、商工会議所などの既存ネットワークと自治体や地域支援機関との連携強化を図り、窓口相談対応や専門家派遣、研修・人材育成、資金的支援等、各種支援策の補完性と連続性を高める。各種施策で活躍する道内外の弁理士、弁護士、中小企業診断士など多様な専門家の協力を得て、企業の経営課題に対応する新たな仕組みを検討し、知財支援施策のシナジー効果を強化する。

### (2)産学官金労言士の連携・協働による地域知財活用成長モデルの創出と発信力強化

産業界、大学・研究機関、行政、金融、労働団体、報道機関、土業など地域の多様な主体が連携し、知財活用による成長モデルの創出と発信力を高める取組を実施する。  
さらに、こうした情報を伝えたいターゲットに応じて的確に届けられるよう、様々な手法を選択・活用した広報を展開する。

### (3)大学・研究機関、大企業等の知財によるオープンイノベーション創出支援

中小企業等が大学、大企業等の開放特許の活用をきっかけとして、新製品・サービスの事業化に結び付き、さらに新たな共同研究に発展し、その成果が新たな知財として権利化される好循環の仕組みを後押しする。

### (4)A I、デジタル、ロボット等の新たな技術の融合促進

北海道地域が一体となってD X、G X等を推進していることを踏まえ、農林水産業のスマート化を始め、半導体関連分野や観光・サービス業等において、先端技術の活用による新たな製品・サービスを実現する知財の創造や権利化を促進するためのマッチング等の取組を実施する。

## 人材育成の強化

強い経済を支える最大の資源は人材である。地域経済・社会を構成する全ての人材が、それぞれの立場で、知財との関わり方や知財の創造・保護・活用の意義について理解を深め、現在そして将来にわたって個々の活動に活かすことができるよう、必要な知識習得の機会の提供や機運醸成に向けた支援を行う。

### (1)企業の知財リテラシー向上

企業の事業領域に関わる経済安全保障の視点や知財活動状況を考慮し、経営者・管理部門向け、開発・営業部門向け等、各層の求める水準に応じた理解と意識向上のための研修、勉強会等を展開する。

### (2)産業支援機関、自治体等における知財人材のスキル・マインドセットの向上

地域産業を支える支援機関や自治体の職員が知財の視点から、支援先企業の課題や強みについて気づきを与え、適切な支援活動につなげるスキルの蓄積と企業と共に走るマインドの醸成を目的とした組織的な研修活動の充実を図る。

### (3)青少年の創造性育成及び知財意識向上に向けた支援

青少年の創造性と知財への興味・関心を高めるため、青少年の作品展やコンテスト、ものづくり教室、知財学習等の取組の充実を図るとともに、これらの活動に対する産業界や行政・支援機関・大学生等の参画・支援を促進する。

### (4)教育機関、教育関係者を対象とした知財に関する理解促進

学校教育に携わる関係者の知財（特許・商標・意匠・著作権など）に関する基本的知識への理解を深めることの重要性を踏まえ、関係機関や教育現場と連携しながら、研修機会の提供を検討する。